

「国土強靱化地域計画策定に向けた基礎調査委託」受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 政策局入札参加資格審査・指名業者選定委員会要綱（以下「要綱」という。）第8条の規定に基づき、「国土強靱化地域計画策定に向けた基礎調査委託」をプロポーザル方式により受託候補者を特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めるもののほか、この要領に定める。

(審議事項)

第2条 要綱第8条に定められた審議事項は、次のとおりとする。

- (1) プロポーザルの実施に関する審査
 - ア プロポーザル公募条件の決定
 - イ プロポーザルの評価方法の決定
 - ウ 提出要請書の審査
 - エ その他必要と認めるもの
- (2) 受託候補者の特定に関する審査
 - ア プロポーザルの評価
 - イ 受託候補者の特定
 - ウ プロポーザルの評価結果の通知
 - エ その他必要と認めるもの

(提出要請書)

第3条 プロポーザルの提出要請書には、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該業務の概要・目的等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第4条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは別に定める。

- (1) 業務実績
- (2) 当該業務に関わる具体的な提案
- (3) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第5条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 国土強靱化に関する計画、又は防災に関する計画（地域防災計画、防災まちづくり計画など）策定の実績があるか

- (2) 本市の現状や地域特性を的確に把握しているか
 - (3) 本市を強靱化するにあたって、多面的・先進的な視点を持った提案であるか
 - (4) 調査の趣旨・目的の十分な理解に基づいた具体性のある提案であるか
 - (5) 取組意欲の感じられる提案であるか
 - (6) 男女共同参画に関する次の項目を満たしているか
 - ア 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定（従業員 101 人未満の場合のみ加算）
 - イ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定（従業員 301 人未満の場合のみ加算）
 - ウ 次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみんマーク、プラチナくるみんマーク）の取得
 - エ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし）の取得
 - オ よこはまグッドバランス賞の認定の取得
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行わないものとする。
 - 3 提案書の内容を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
 - 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

（プロポーザル評価委員会の設置）

第6条 プロポーザルの評価にあたっては、国土強靱化地域計画策定に向けた基礎調査委託プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置し、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
 - (2) 評価の集計及び報告
- 2 評価委員会には委員長及び委員を置き、次のとおりとする。

委員長 政策局総務課長

委員 総務局危機管理室危機管理課担当課長、健康福祉局企画課長、建築局建築防災課長、都市整備局企画課長
 - 3 評価委員会は、委員の定足数の5分の4の出席をもって成立する。
 - 4 委員長は、評価結果を政策局第2入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。

（提案資格確認の通知）

第7条 取扱要綱第11条により提案資格が認められなかった旨の通知を受けた者は、書面によりその理由の説明を求めることができる。

なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければならない。

- 2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受理した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

(評価結果の通知)

第8条 取扱要綱第17条により特定されなかった非特定者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに提案書提出先まで提出しなければならない。

2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

附則

この要領は、平成29年4月3日から施行する。